

篠 監 公 表 第 6 号
平成 24 年 11 月 26 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 林 茂

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成24年9月26日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果

(平成24年9月26日提出分)

平成24年11月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成24年9月26日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市* * * * *

氏 名 * * * * *

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

篠山市長及び決裁者は、行政財産を不当に使用させている。

不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実がある。

この不当使用黙認は、財務会計上、不当である。

市は篠山市立篠山市民センター(以下「市民センター」という。)のスペースを、無許可で一般社団法人ノオト(以下「ノオト」という。)に83.97㎡の面積の使用を黙認している。

「市民センターを管理するため」との名目で事務室を無許可で使用している事実が情報公開によってわかった。

平成24年9月10日に公文書情報公開請求した「市民センター内のノオト事務所などの使用契約に関する書類」は、使用契約をしていないので「公文書不存在」の決定通知を9月24日付け篠商観第474号により通知を受けた。

「市民センターの事務室をノオト事務所として使用することについては、指定管理業務内と位置づけているため使用許可書等は存在しない」としているが事務所を使用することが「管理業務」とは言いがたい。言い逃れ、詭弁も甚だしい。

この公文書不存在により事務所を不当使用していることは明白である。

従って、使用している事務所の使用料として市民センターの月額使用料㎡あたり1,689円×83.97㎡=141,825円×12ヵ月分=1,701,903円の支払いを求める。

自治法では、「行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を賃し付けるとき。」としていることからノオトに使用料をとって賃し付けが出来る。

ノオトの事務所不正使用は看過出来るものではない。

基本協定書には事務所を使用することに関しての契約もなく無断使用を容認し

た市長及び決裁者の職務怠慢であり無責任の極みであり恥すべきである。

篠山市行政財産使用料条例(平成11年条例第63号。以下「使用料条例」という。)では、行政財産の使用をしようとするものは、使用料を納付しなければならないとあり、使用料の額は、「行政財産の価額、使用する部分の所在する場所、その他の事情を勘案して市長が定める基準に基づき、定める額とする。」とある。

そこで、市民センターの庁舎使用料の単価を支払うよう求める。

その使用料は市の算出した使用料 m^2 の単価 $1,689円 \times 83.97m^2 = 月額141,825円$ を1年分 $1,701,903円$ 支払うよう勧告されたい。

行政財産は、篠山市民のものであり市長や決裁者が使用契約も締結せずに勝手に占有させてはならない。

財政が逼迫している本市においては、不当な契約で使用許可することは赦されない。

もって篠山市長酒井隆明及び決裁者は、不正使用によって $1,701,903円$ の損失を与えた、市に返還させるよう勧告されたい。

今後は、適正な契約を結び決裁するよう勧告されたい。

市長は、行政財産使用に関する決裁のあり方について再検討するように勧告されたい。

(2) 事実を証する書面

ア. 公文書不存在による非公開決定通知書(篠商観第474号平成24年9月24日付)
(市民センター内のノオト事務所などの使用契約に関する書類を求めたもの)

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年10月3日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)が「不当な公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 市民センター内の一部をノオトが事務所として使用することについて、管理業務と言いつくしく、無許可使用であり、使用料条例で行政財産を使用しようとするものは、使用料を納付しなければならないとされているところ、勝手に占有させているとすることについて

2 監査対象部局

農都創造部商工観光課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成24年10月22日に農都創造部商工観光課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成24年10月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

ア. 公文書公開請求書

（市民センター事務所を使用するための行政財産使用許可に関する文書）

イ. 公文書不存在による非公開決定通知書（篠商観第648号平成24年10月17日付）

ウ. 事業計画書と題する文書

エ. 評価項目2-②申請団体の経理的基盤と記載のある文書

オ. 評価項目2-①申請団体の管理運営体制と記載のある文書

カ. ③施設の管理運営体制と記載のある文書

キ. 入札参加資格審査申請書記載事項変更届（所在地の変更平成23年4月4日付）

ク. 履歴事項全部証明書（ノオト分）

ケ. 平成24年度篠山市立篠山市民センター管理運営事業計画書と題する文書

コ. 市民センター人件費積算書・平成24年度と題する文書

サ. 評価項目1-②市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取り組みと記載のある文書

シ. 平成23年度7月～12月市民センター管理業務従事職員数（表形式の文書）

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

ア. 市は平成22年4月1日からノオトを市民センターの指定管理者に指定している。

イ. 市民センター内にノオトの事務所が設置されたのは平成22年4月1日からで

ある。

ウ. ノオトの使用する面積は83.99㎡である。

エ. 平成22年4月1日からの指定管理者の選定に関し、ノオトから提出された事業計画書には、ノオト総務課を市民センターに移転させることと、株式会社まちづくり篠山の正社員を雇用することなどが記載されている。

オ. 平成23年4月1日からの指定管理者の選定に関し、ノオトから提出された事業計画書には、ノオトの事務所が市民センターに所在することが記載されている。

カ. 市民センター内の一部をノオトが事務所として使用するに際し、特段の許可書等はなく、また、使用料等の徴収もされていない。

キ. ノオトの登記上、主たる事務所は市民センター住所と一致している。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人が市民センター内のノオト事務所などの使用契約に関する書類を情報公開請求したところ、市からの市民センター事務室をノオト事務所として使用することについては、指定管理業務内と位置づけているため、使用許可等の書類は存在しないという、公文書不存在による非公開決定通知書をうけ、請求人は、事務所として使用することが、管理業務と言い難く、無許可使用であるとしている。

また、使用料条例で行政財産を使用しようとするものは、使用料を納付しなければならないとされているところ、勝手に占有させている。

これらのことが、不当な公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実であると主張しているため、この点について判断する。

判断(1)

まず、市民センター内の事務室を指定管理者であるノオトが事務所として使用していることが、無許可使用であるかについて判断する。

ノオトは、平成22年4月1日から、市民センターの指定管理者に指定されており、その時から、市民センター内の事務室をノオトの事務所として使用している。

請求人は市民センター内の事務室をノオトが使用していることに関し関係書類を、情報公開請求したが市は、公文書不存在による非公開決定通知を發した。

その理由は、事実を証する書面アの平成24年9月24日付、公文書不存在による非公開決定通知書によると、市民センター設置目的である「交流の拠点整備、中心市街地の集客力の向上、商業の活性化と魅力あるまちづくりの推進など」が、指定管理者であるノオトの業務内容と一致しているとしたうえで、市民センター事務室をノオト事務所として使用することについては、指定管理業務内と位置づけているため、使用許可等の書類は存在しないとしている。

請求人は本件措置請求書で、ノオトが事務所を使用することは管理業務とは言い難いとし、無許可でノオトが事務所を使用していると主張されている。

まず管理業務として、事務所を使用することについては、指定管理者が施設の利用の許可等に関する業務や使用料の收受、施設の維持管理等これらの管理業務を行う上で、一定のスペースは当然に必要なものであるため、そのために事務所として使用すること自体には問題はないと判断する。

問題は、請求人が陳述で主張された市民センター内のノオト事務所で行われている業務が指定管理者としての管理業務の範囲を超えているのではないかという点にある。

この点、当局は指定管理者を指定するにあたり提出された、事業計画書内で管理運営方針として、市民センターを拠点として、篠山らしい文化事業を自主的に企画、展開して文化芸術都市としての発展に寄与していくとあり、また、管理運営体制でノオトの事務所は市民センターに所在し、経理課、企画課、総務課で構成されていることから、施設管理に加え篠山市立篠山市民センターの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第38号)の目的達成に寄与する事業展開の拠点となる事務所が市民センターに置かれることであるため、指定管理者の指定時にこのことは認めているとした。

しかし、ノオトの事業展開が篠山市の文化芸術都市としての発展に寄与していることは事実であるが、市民センターの指定管理者選定に関して指定管理者選定要項から判断すると、指定管理者が行う業務の範囲及び内容に含まれない業務が当該事務所で行われている。

また、指定管理に伴う、基本協定書や業務仕様書を確認しても、事務所使用についての具体的な取り決めもなく、管理業務以外の業務と管理業務に必要な人員以上で事務所が使用されていることは、問題があると考え、指定管理者を指定するにあたり提出された、事業計画書内の管理運営方針によって、公益性の業務を行っていることから、市民センター内の事務室を事務所として使用することを認めた市の判断に不当性はない。

なお、指定管理者ノオトが市民センター内の事務所として使用している全面積が、管理業務外であるのではなく、先述のとおり一定のスペースは必要であると判断する。

つぎに、市民センター内の事務室を指定管理業務外に使用することによる使用料については、市は指定管理業務内と公益性のある業務を行っていることから、使用料等を徴していないが、自治法第238条の4に定める管理方法で許可等を発することは当然であり、ノオトの業務内容を十分精査をし使用料等の徴収を検討すべきであるが、その使用料等の積算は市長の裁量であり、現時点で損失が発生していると断定することはできない。

以上のことから、請求人が当職に対し、篠山市長酒井隆明及び決裁者は、不正使用によって1,701,903円の損失を与えているので、市に返還させるよう勧告を求め、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 要望

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、事実確認を行った結果、改善を要する点があったので、市長に対し次のとおり要望する。

1 市はノオトを市民センターの指定管理者として、平成22年4月1日付で指定したが、同時に事務所も市民センターへ移転し、指定管理業務以外の人員配置と業務を行っている。

市はノオトの事務所移転に対し指定管理者として提出された事業計画書から、事務所の使用料等の経費負担を徴収しておらず、それに伴う事務処理もされていない。

その状態を自治法による特段の手続きを経ず継続させていることは、財産を適正に管理する上で問題があると考えられるので、市長は、自治法第238条の4に基づき、適正な事務処理に基づく管理を行い、指定管理業務以外の人員や業務を精査し、適正な使用料等の経費負担を徴収されるよう要望する。